

別 表

収益及び費用の配賦方式

(1) 鉄道事業と当該鉄道事業者の経営する他事業とに関連する収益及び費用の配賦は次のとおりとする。

営 業 収 益	鉄道事業会計規則（昭和 62 年運輸省令第 7 号）別表第 1 に定めるところによる。
営 業 費	鉄道事業会計規則（昭和 62 年運輸省令第 7 号）別表第 1 に定めるところによる。
営 業 外 収 益	専属営業収益の百分率
営 業 外 費 用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額（減価償却引当金の額を控除した額とする。以下同じ。）の百分率
そ の 他	営業費の百分率

(2) 各路線の収益及び費用を計算する場合の収益及び費用の各路線への配賦は、次のとおりとする。

ただし、各路線に専属することが明らかな収益及び費用については、これによらず当該専属する路線に配賦することができる。

営 業 収 益	
旅 客 運 輸 収 入	延人キロの百分率
貨 物 運 輸 収 入	延トンキロの百分率
運 輸 雑 収	旅客運輸収入及び貨物運輸収入の合計額の百分率
営 業 費	
保 存 費	線路、電路、車両保存費のうち変電所、車庫、修理工場、車両その他これに属するものについては、専属車両走行キロの百分率、その他のものは専属営業用固定資産額の百分率
運 転 費	専属車両走行キロの百分率
運 輸 費	専属営業収益の百分率
保 守 管 理 費	専属保存費の百分率
輸 送 管 理 費	専属運転費及び運輸費の合計額の百分率
案 内 宣 伝 費	専属旅客運輸収入の百分率
厚生福利施設費	専属職員数の百分率
一 般 管 理 費	専属営業費（一般管理費、諸税及び減価償却費を除く）の百分率
固 定 資 産 税	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
事 業 税	専属収益の百分率
そ の 他 税	専属営業費（諸税及び減価償却費を除く）の百分率
減 価 償 却 費	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
営 業 外 収 益	専属営業収益の百分率
営 業 外 費 用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
そ の 他	営業費の百分率